

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先：住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：